

議案第 56 号

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 25 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例（平成 16 年杉並区条例第 3
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ただし書を削り、同条第 2 号中「職員、」を「職員、労働者派遣事
業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 8
8 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者であって区の事務又は事業に従事してい
るもの、」に、「並びに指定管理者」を「、指定管理者」に改め、「管理の業務に
従事している者」の次に「並びに区が出資し、又は補助金その他の財政的援助を与
えている団体であって規則で定めるもの（以下「出資団体」という。）及び出資団
体の事務又は事業に従事している者」を加える。

第 4 条第 1 項中「任命権者」の次に「（市町村立学校職員給与負担法（昭和 23
年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員その他の東京都がその給与等を負担する
職員にあつては、杉並区教育委員会）」を加える。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「又は」を「若しくは」に改め、「含
む。）」の次に「又は出資団体の事務若しくは事業であつて区の出資若しくは補助
金その他の財政的援助に係るもの」を加える。

附 則

この条例は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公益通報をすることができる者の範囲を改める等の必要がある。

下「受託者」という。)及びその受託業務に従事している者、指定管理者____(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者並びに区が出資し、又は補助金その他の財政的援助を与えている団体であって規則で定めるもの(以下「出資団体」という。)及び出資団体の事務又は事業に従事している者をいう。

(3)及び(4) 略

(任命権者等の責務)

第4条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員その他の東京都がその給与等を負担する職員にあっては、杉並区教育委員会)は、職員の職務に係る倫理の保持のために必要な研修、正当な公益通報に係る公益通報者の保護その他の措置を講じなければならない。

2 略

(公益通報の手続)

第5条 職員等は、区の事務若しくは事業(受託者が行う受託業務及び指定管理者が管理する公の施設の管理の業務を含む。)又は出資団体の事務若しく

下「受託者」という。)及びその受託業務に従事している者並びに指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者____

_____をいう。

(3)及び(4) 略

(任命権者等の責務)

第4条 任命権者_____

_____は、職員の職務に係る倫理の保持のために必要な研修、正当な公益通報に係る公益通報者の保護その他の措置を講じなければならない。

2 略

(公益通報の手続)

第5条 職員等は、区の事務又は_____事業(受託者が行う受託業務及び指定管理者が管理する公の施設の管理の業務を含む。)_____

は事業であって区の出資若しくは補助金その他の財政的援助に係るものの執行に関し、次の各号のいずれかに該当する事実があると思料するときは、杉並区公益監察員に対し、公益通報をすることができる。

(1)～(3) 略

2～4 略

_____の執行に関し、次の各号のいずれかに該当する事実があると思料するときは、杉並区公益監察員に対し、公益通報をすることができる。

(1)～(3) 略

2～4 略